

平成24年9月4日(火)
国土交通省関東地方整備局
港湾空港部

東京国際空港国際線地区エプロン等の拡充の着手について

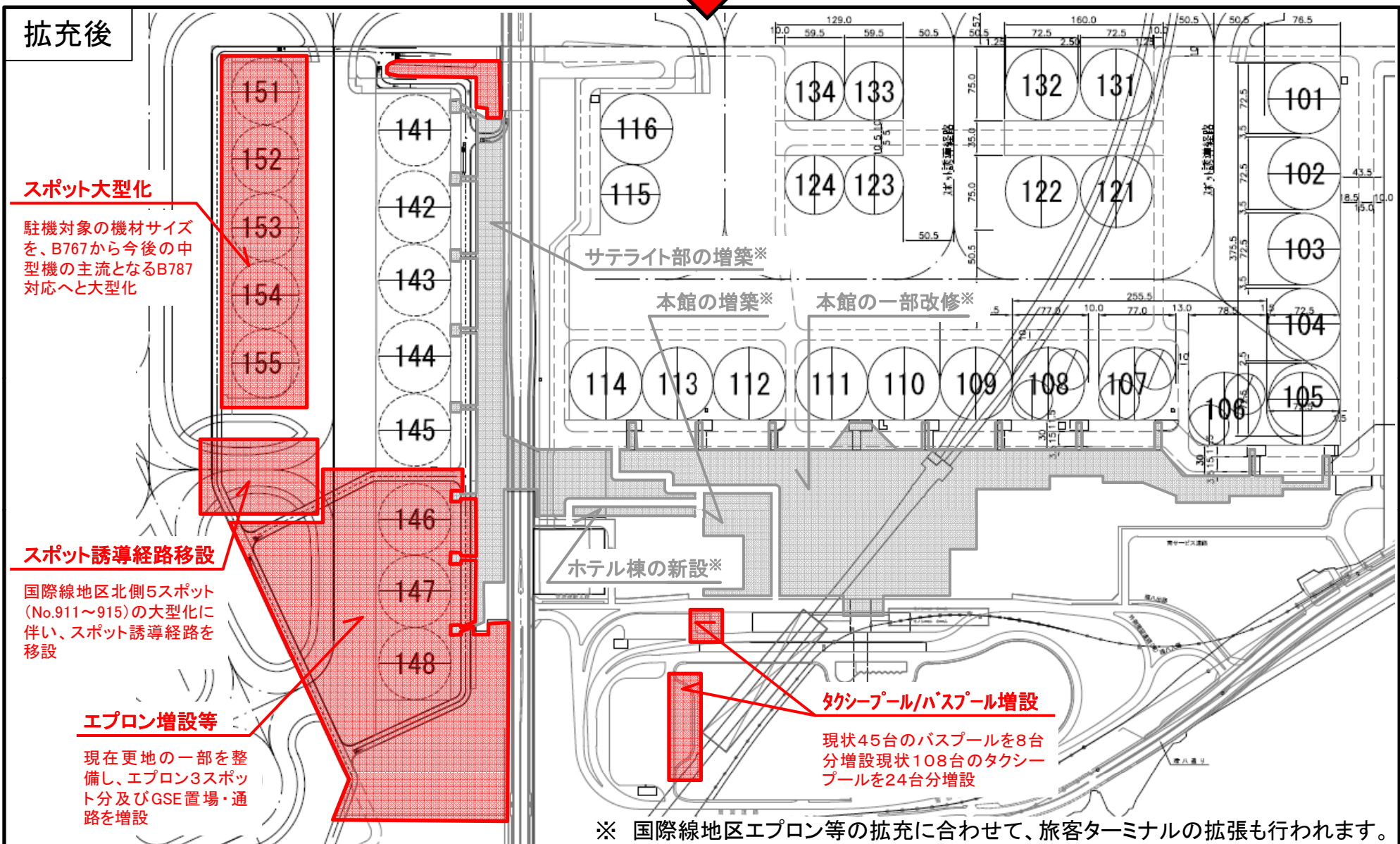
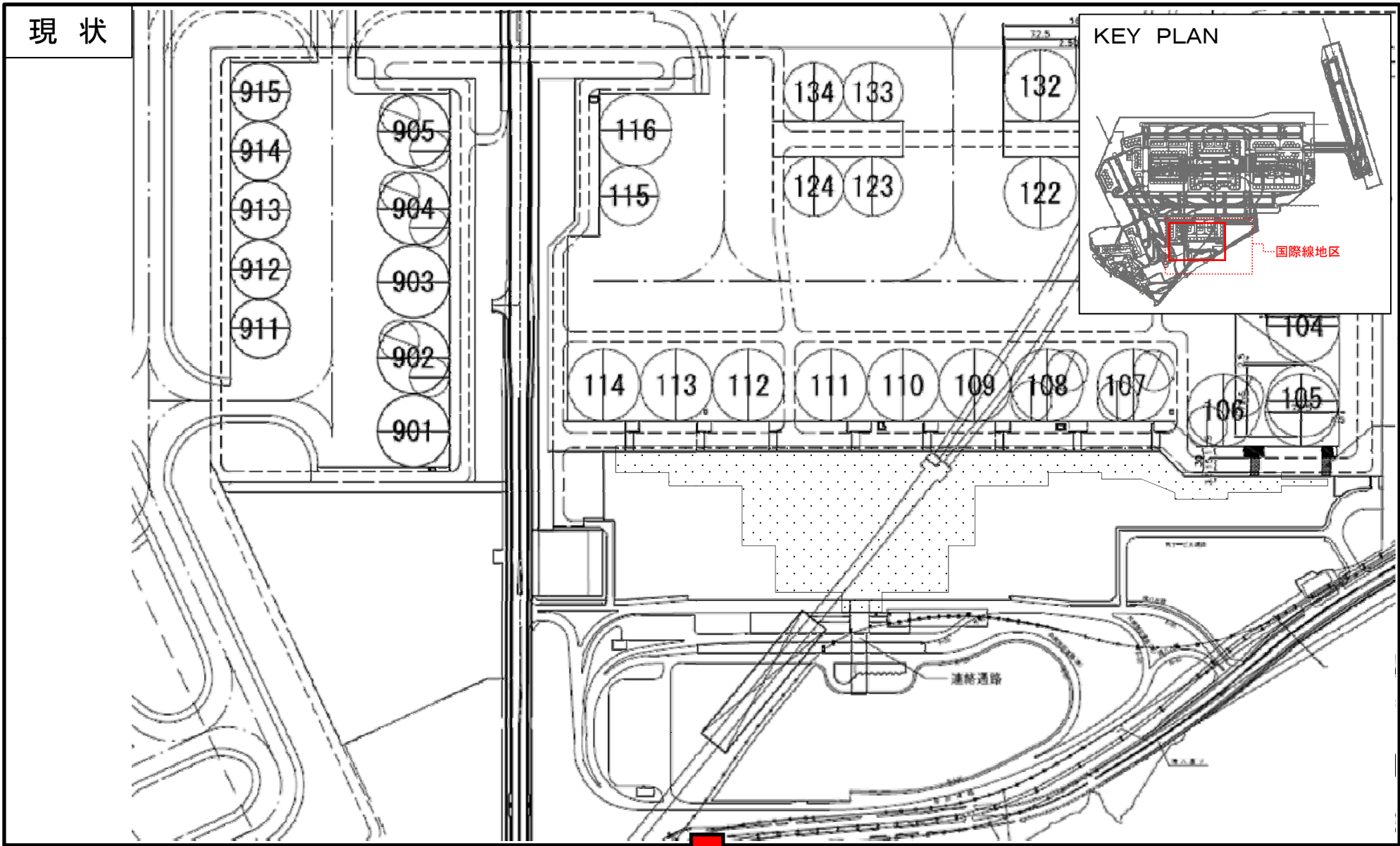
関東地方整備局は、政府の新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）等に基づいて、東京国際空港の国際線発着容量を9万回へ増強するため、このほど国際線地区においてエプロン等の拡充に着手しましたのでお知らせします。

なお、今回の施設の拡充に際してはPFI手法を活用して実施することとし、隣接する既設国際線地区エプロン等の施工・維持管理を行っている羽田空港国際線エプロンPFI株式会社との間で事業契約の変更について協議を行い、平成24年8月31日付けで変更契約を締結しました。変更に伴う増加費用の妥当性については、「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業変更契約に関する検討会議」を設置し、審議を行いました。

拡充の概要とそれに伴う増加費用については別紙のとおりです。

問い合わせ先	
国土交通省 関東地方整備局	
空港整備課長	ふくかわ じゅん 福川 順
空港整備課長課長補佐	なかむら たけし 中村 健
TEL. 045-211-7421（直通）	

東京国際空港国際線地区エプロン等の拡充の概要



東京国際空港国際線地区エプロン等の拡充に伴う増加費用

増加分の変更契約金額: 約92.5億円

(上記増加費用には、追加する「施設費」「割賦手数料」「維持管理費」等が含まれる)

「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業」の
変更契約に係る増加費用の妥当性の検証について

平成24年7月31日

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業

変更契約に関する検討会議

1. 経緯

国土交通省では、政府の新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）等に基づいて、平成25年度中に東京国際空港における国際線の発着容量を現状の年間6万回から9万回へ拡大するため、国際線地区におけるエプロン等の新設・改良を行うこととした。

当該エプロン等の整備及び維持管理については、施設の一体性の確保や責任の明確化の観点において、PFI手法を活用した現行の「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業」と一体不可分であることから、現行のPFI事業者（羽田空港国際線エプロンPFI株式会社）と変更契約を行い、対象業務として追加することとした。

今回の変更契約に際しては、PFI法の趣旨に鑑み、競争性を担保しつつ透明性を確保することが求められることから、学識経験者で構成する「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 変更契約に関する検討会議」を設置・開催し、以下のとおり、増加費用の妥当性の検証を行った。

2. 増加費用の構成

変更契約に係る増加費用の構成は、以下のとおり大別される。

- a) エプロン等の新設・改良に係る設計・工事費
- b) 維持管理及び大規模補修工事の増加費用
- c) 割賦手数料等の資金調達費用及びPFI事業者の運営経費等の増加費用

3. 増加費用の妥当性の検証

(1) 基本的考え方

今回の変更契約に係る増加費用については、現行のPFI事業者が一般競争入札により選定されたことを踏まえ、PFI法の趣旨に基づいて競争性を担保することとし、基本的には、当初契約時におけるサービス対価の積算の考え方をベースとして、算定方法とその算出結果の妥当性を検証する。

(2) 各費用構成別の妥当性

a) エプロン等の新設・改良に係る設計・工事費

施設整備に係る材料費、人件費、建設機械等のすべての単価について、当初契約時及び今回の変更契約時の各々の時点におけるPFI事業者の提示単価及び市場単価をもとに、次の考え方に基づき照査を行っていた。

<照査の基本方針>

- ・ 今回の契約変更時の提示単価が市場単価を上回っていれば、市場単価で足切り照査を行う。

- ・さらに、当初契約時から現在に至る単価の変動を確認し、提示単価の変動が市場単価の変動を上回って増加している場合は、市場単価の変動範囲内となるよう照査する。
- ・当初契約時と今回の変更契約時との施工条件の明確な相違等により、単価の変動が合理的である場合については、提示単価を採用する。

以上の基本方針に基づき照査した単価で構成される設計・工事費は、当初契約時と同等の価格競争性を有すると評価できる。

b) 維持管理及び大規模補修工事の増加費用

当初契約時の費用に対して、変更契約に伴う対象施設の規模・数量の増加に相当する費用が適切に算定されており、当初契約時と同等の価格競争性を有すると評価できる。

c) 割賦手数料等の資金調達費用及びP F I 事業者の運営経費等の増加費用

施設整備のための資金調達に係る割賦手数料及びその他金融費用（銀行への支払い費用、融資実行に向けた貸方・借方双方の弁護士費用等）については、P F I 手法等を活用した類似の各種プロジェクトファイナンスの実施事例、直近の金融動向、当初契約時と今回の変更契約時の融資に係る諸条件の相違等を総合的に勘案して比較検討されており、現行の市場の水準から見ても当初契約時と同等の競争性を有する妥当な水準と評価できる。

P F I 事業者の運営経費等については、P F I 事業者の人員構成や固定費に変動はなく、また、保険料、事務委託費及び資金管理に係る費用についても、変更契約に伴う対象施設の増加及び事務作業の増加に対して最低限必要となる費用が適切に算定されており、当初契約時と同等の価格競争性を有すると評価できる。

(3) 価格競争性の総合評価

a) ～ c) の各費用について照査された増加費用の総額は、P F I 事業者より提示された見積額に対して約4%の削減が図られており、当初契約時と同等の価格競争性を有していると評価できる。

4. 結 論

今回の変更契約に係る増加費用については、当初契約時におけるサービス対価の積算の考え方をベースとして、当初契約時からの物価や金利水準の変動、施工条件の相違、金融環境の動向等を適切に勘案して算定されていることから、基本的には、当初契約時と同等の価格競争性を有し、妥当な方向で算定されたものとなっていると評価できる。

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業
変更契約に関する検討会議

< 委 員 >

高橋 寿一 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科 教授

福手 勤 東洋大学 理工学部 教授

前田 博 西村あさひ法律事務所 弁護士

山内 弘隆 一橋大学大学院 商学研究科 教授 【議長】

(敬称略、五十音順)